

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA重要事項説明書

1. 当事業所が提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての相談窓口

電 話 0 5 9 - 3 5 4 - 8 3 4 6
 0 5 9 - 3 5 4 - 8 4 6 3 (8:30~17:15)
 0 5 9 - 3 5 4 - 8 1 6 2
担 当 四日市市中地域包括支援センター

2. 四日市市中地域包括支援センターの概要

(1) 事業所の概要

運営主体法人名・法人種別	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会	
運営主体の所在地	三重県四日市市諏訪町2番2号(総合会館2階)	
代表電話番号・FAX番号	TEL 059-354-8265	FAX 059-354-6486
ホームページアドレス	(あり)・なし	https://yokkaichi-shakyo.or.jp/
運営主体の開設年月	1966年(昭和41年)7月	
運営主体の代表氏名	会 長 一宮 恵	
事業所名	四日市市中地域包括支援センター	
管理者氏名	介護予防支援事業所 所 長 永田 秀子	
事業所の所在地	三重県四日市市本町9番8号(本町プラザ4階)	
サービス提供地域	橋北,中部,川島,神前,三重,県,桜,久保田一・二丁目	
交通の方法	JR四日市駅より徒歩約5分	
事業所電話番号・FAX番号	TEL 059-354-8346	FAX 059-354-8326
緊急連絡先	時間外でも連絡可能な緊急連絡先	
	TEL 059-354-8346(営業時間外は施設に転送)	
第三者評価の実施状況	第三者評価は実施しておりません。ただし、毎年厚生労働省が実施する事業評価を受けております。	
運営の方針と事業所の特色等	事業所の担当者は、利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう関係機関等と綿密な連携を図り、公正中立な立場で支援します。 法人内で行っている介護保険サービス 居宅介護支援／訪問介護	

(2) 職員体制

令和7年4月1日現在

職 種	人員配置	職務内容
管理者(主任介護支援専門員)	常勤兼務 1名以上	管理業務等
保 健 師	常勤 1名以上	介護予防・認知症施策等
社 会 福 祉 士	常勤 2名以上	権利擁護業務・介護予防マネジメント業務等
主任介護支援専門員	常勤 1名以上	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等
看 護 師	常勤 2名以上	認知症施策・介護予防業務等
介護支援専門員	常勤 8名以上	介護予防マネジメント業務等
事 務 員	常勤 1名	請求業務・事務一般等

(3) 営業時間(窓口対応可能時間)

月曜日～金曜日	8:30～17:15
---------	------------

上記以外の日時は基本的には休業としますが、緊急の場合は対応します。

※休業日：土・日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)
に定める休日、12月29日～翌年1月3日

3. サービスの概要

(1) 事業対象者、要支援認定者となる方への介護予防ケアプラン等の作成

- ① 担当職員が利用者宅等を訪問させていただき、生活の様子やご希望をうかがい、解決すべき課題を把握します。
- ② 地域の介護予防サービス事業者等が行っているサービス内容等の情報を提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。
- ③ 提供される介護予防サービス等の目標、達成時期、介護予防サービス等を行ううえでの留意点等を盛り込んだ介護予防ケアプラン等の原案等を作成します。

(2) 経過観察・介護予防ケアプラン等の見直し

- ① 介護予防ケアプラン等作成後、サービス計画の目標に沿ってサービスが行われるように、また、介護予防の観点から、利用者の状況に応じてサービスが提供されるように、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② 介護予防ケアプラン等の実施状況を把握するため、必要に応じて利用者宅等への訪問又はテレビ電話装置等を活用した面接を行い、利用者の状態の変化等に応じて介護予防ケアプラン等の見直しを行います。

(3) 要介護認定等に係る申請の援助

利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請に必要な援助をいたします。

4. 利用料金

(1) 利用料

基本的に自己負担はありませんが、保険料の滞納などにより利用者負担が発生する場合があります。詳細は下記の「料金表」のとおりとします。

(料金表)

令和8年6月時点

【介護予防支援】

基本報酬分	4,605円 / 月
初回加算	3,126円 / 月
委託連携加算	3,126円 / 月
処遇改善加算	ケアマネジメント費の合計単位数(処遇改善加算除く)に対して2.1%乗じた金額

【介護予防ケアマネジメントA】

基本報酬分	4,605円 / 月
初回加算	3,126円 / 月
委託連携加算	3,126円 / 月
機能改善・社会参加促進加算	3,126円 / 月
処遇改善加算	ケアマネジメント費の合計単位数(処遇改善加算除く)に対して2.1%乗じた金額

5. サービス(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)の利用について

(1) サービス利用の開始

本サービスについては契約書を締結したのち、提供が開始されます。
(サービス提供にあたっては契約締結が必要です。)

(2) サービスの終了について

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
解約については、いつでも通知していただくことができます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
契約を継続し難いやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了の30日前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が要支援認定、または事業対象者として認定されなくなった場合
- ・利用者が介護保険施設やグループホームへ入所・入居された場合
- ・利用者が(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用する場合
- ・利用者がサービス提供地域外に転居をされた場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の担当職員に対して、背信行為等を行い、本契約を継続し難い重大な事由があった場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

(3)その他

- ・利用者やご家族は支援計画書に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができ、また当該事業所を支援計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ・当事業所における支援を行う中で把握した日常生活に関する内容を、主治の医師、歯科医師、薬剤師に利用者様の了解を得た上で、情報共有を行い、連携して支援します。
- ・入院時には、担当ケアマネジャーの氏名や事業所名、連絡先等を入院先の医療機関へ情報提供するようご協力をお願いします。

6. 事故発生時の対応

事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、その他の関係者に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

7. 秘密の保持

担当職員及びその他の従業者は業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を、あらかじめ個人情報使用同意書により得ます。

8. 業務の委託

当事業所は、利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する介護予防マネジメント、介護予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

9. 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④ (①～③を適切に実施するために担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 永田 秀子
-------------	-----------

- ⑤ サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市に通報します。
- ⑥ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑦ 苦情解決体制を整備しています。

10. サービス内容に関する苦情・相談対応窓口

苦情受付担当者は管理者とし、苦情解決責任者は四日市市社会福祉協議会事務局長が担います。

当事業所では、地域にお住まいの方を「第三者委員」に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見をいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

① 当事業所に設置された苦情・相談窓口

名 称	四日市市中地域包括支援センター
連絡先電話番号	059-354-8346（担当者：永田）
対応時間	8:30 ～ 17:15(月～金)

② 第三者委員

岸本 久義	四日市市民生児童委員協議会連合会 副会長
平田 伸子	四日市市更生保護女性の会
連絡先電話番号	059-354-8265（社会福祉協議会事務局）
対応時間	8:30 ～ 17:15(月～金)

③ 市に設置された苦情・相談対応窓口

名 称	四日市市役所 介護保険課 管理・保険料係
連絡先電話番号	059-354-8190
対応時間	8:30 ～ 17:15（月～金）

④ 県社協に設置された苦情・相談対応窓口（福祉サービス苦情相談窓口）

名 称	三重県福祉サービス運営適正化委員会
連絡先電話番号	059-224-8111
対応時間	9:00 ～ 17:00（月～金）

⑤ 国保連苦情・相談対応窓口（介護サービス苦情相談窓口）

名 称	三重県国民健康保険団体連合会
連絡先電話番号	059-222-4165(直通)
対応時間	9:00 ～ 17:00（月～金）

―― 契約をする場合は以下の確認をすること ―――

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(地域包括支援センター)

所在地 三重県四日市市本町9番8号

事業所名 四日市市中地域包括支援センター

管理者名 永 田 秀 子

説明者名

(業務委託先居宅介護支援事業所)

所在地

事業所名

説明者名

(※業務委託先居宅介護支援事業所の欄は、居宅介護支援事業所が説明を代行する場合に記入)

私は、本書面により、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所

氏 名

※自署の場合は押印不要

(署名代行者)

住所

氏 名

利用者との続柄()

個人情報使用同意書

私(利用者)及び私の家族の個人情報については、以下に記載するところにより使用する
ことに同意します。

記

1.使用する目的

事業者が円滑な支援を行うため、関係者間で情報共有が必要となる以下の場合に使用するものとする。

- (1) 介護予防ケアプランに沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等において必要な場合
- (2) 上記(1)のほか、円滑なサービス提供、支援のために、居宅介護支援事業者、在宅介護サービスセンター、介護予防サービス事業者等、医療機関、その他の関係機関や家族等との連絡調整等が必要な場合。

2. 使用する事業者の範囲

- (1) 居宅介護支援事業者
- (2) 四日市市地域包括支援センター
- (3) 地域の相談支援窓口としての在宅介護支援センター
- (4) 利用中または利用を予定している介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業者
- (5) 医療機関
- (6) その他の関係機関

3. 使用する期間

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約の契約期間中

4. 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報使用内容の経過を記録すること。

令和 年 月 日

事業所名 四日市市中地域包括支援センター

(利用者) 住所

氏名

※自署の場合は押印不要

(代筆者

)

(家族の代表) 住所

氏名

(続柄

)